

## 福島第一原子力発電所の25条報告添付様式に係る経緯について

本資料は、福島第一原子力発電所（以下、福島第一という。）の2022年度緊急時演習で抽出された25条報告に係る課題について、これまでの経緯を整理したものである。

### 1 抽出された課題

2022年度緊急時演習において、事業者防災業務計画に定められた様式9-1(2/2)（以下、添付様式という。）と異なる添付様式で25条報告を発信していた。これは緊急時演習だけではなく、福島第一から送付している日々の25条報告についても同様であった。

### 2 これまでの経緯

応急措置の実施報告は、2011年3月11日の福島第一原子力発電所事故を起因に開始し、2011年12月23日の25条報告様式への変更を経て、現在も継続して行っている。

なお、2011年12月23日以前は異常事態連絡様式（第2報以降）で同様の通報連絡を実施していた。

上記のとおり、2011年12月23日から25条報告を用いた報告を開始したが、開始当初から事業者防災業務計画の添付様式を使用していなかった。これは、以前から報告していたデータの継続性・整合性を図ることを目的として、2011年12月23日以前から使用している添付様式を継続的に使用したものと考えている。

また、2011年12月23日の25条報告の運用開始にあたっては、各関係機関（国・県・町）に対して周知文書を用いて連絡しており、その中には25条報告の添付様式を使用しないことを明記していた。

25条報告の運用開始以降は、事業者防災業務計画の改訂を複数回実施しているものの、添付様式はJEAGを参考に改定しており、福島第一の実状に沿った様式になっていなかった。

### 3 今後の対応案

日々の25条報告に、事業者防災業務計画記載の添付様式を使用していないことは、過去に関係者と調整した結果であることから、これまでと同様にプラントパラメータや分析結果等を添付する運用としていく。

一方で、新たにEAL事象が発生した場合は有事と捉え、添付様式を使用するよう社内周知ならびに手順の改定を行う。また、添付様式は、福島第一の実状に沿った様式に変更を図る。

なお、添付様式を変更するまでの間に新たにEAL事象が発生した場合は、既存の添付様式に別紙（プラントパラメータ・モニタリング情報）を加えて25条報告を発信していく。

以 上